

ランピースキン病の政令指定等に対する 都道府県の主な意見及び考え方

令和 7 年 5 月 13 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【審議対象：政令指定に対する意見】

意見①： ランピースキン病（以下「本病」という。）については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第 62 条の政令指定ではなく、法第 17 条の対象疾病として継続的に対応すべき。

考え方： 本病については、今後も我が国で発生するリスクが想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる時期に向けて発生初期から強制力のある措置を行えるようにするため、取り急ぎ政令指定を行う必要がある。法第 17 条の対象疾病として位置付け、継続的に対応することについては、引き続き検討してまいりたい。

意見②： 昨年の発生は、福岡県・熊本県の 2 県で食い止められており、次の発生があってもそれらの知見により迅速な対応ができると思われることから、本病に対し、殺処分など強制力のある措置を行えるようにするのは時期尚早ではないか。

考え方： 本年 3 月にランピースキン病対策検討会、同年 4 月に牛豚等疾病小委員会を開催し、専門家から感染拡大を防ぐためには発生初期から強制力のある措置を行うことが必要との見解が示されたところ。これを踏まえ、次の発生に向けてできる限りの体制を構築してまいりたい。

意見③： 本病を政令指定する場合、殺処分の対象は発症牛に限るべき。

考え方： 本病については、発症牛を対象として検査を実施し、患畜又は疑似患畜となったものを法第 17 条に基づき、殺処分することを想定している。詳細については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改定し、規定する予定である。

意見④： 政令指定により法第 17 条に基づく殺処分を行う場合、殺処分した牛への補償についても併せて考えるべき。

考え方： 法第 17 条に基づく殺処分を行った場合には、他の疾病と同様、法第 58 条に基づき、患畜は 1/3、疑似患畜は 4/5 の手当金が交付される

こととなる。患畜及び疑似患畜の定義については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改定し、規定する予定である。

意見⑤： 殺処分に加え、法第 31 条に基づく発生農場等への緊急ワクチン接種を行えるよう措置するべき。

考え方： 法第 31 条についても政令で指定し、発生農場等への緊急ワクチンが行えるよう措置することとしたい。

【審議対象：届出伝染病からの削除に対する意見】

○意見なし

以上